

市からの連絡帳

● 市税のご案内 ●

市民税課 ☎ (番042 - 460 - 9827・9828)

市民税・都民税(住民税)の納税通知書を送付します

平成23年度の市民税・都民税納税通知書を送付します。昨年度に引き続き、前年中に公的年金等を受給されていた方で、4月1日において65歳以上(昭和21年4月2日以前生まれ)の方は、公的年金等から市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が行われます。詳しくは下記「公的年金等からの市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)について」をご覧ください。

このことに伴い、65歳未満の方と、65歳以上の方への納税通知書の送付日が異なりますのでご注意ください。

◆納税通知書の送付日

65歳未満の方... 6月3日(金)

65歳以上の方... 6月10日(金)

ただし、次の方には送付しません。

市民税・都民税が非課税の方

65歳未満の方で、市民税・都民税をすべて給与からの特別徴収(引き落とし)で納めている方
公的年金等を支給されている65歳未満の方は、平成22年度の税制改正により、公的年金等から算出される市民税・都民税と給与から算出される市民税・都民税とを合算して、給与から特別徴収することができます。

◆平成23年度非課税となる方

平成23年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

平成22年分の合計所得金額が125万円以下の障害者、寡婦、寡夫、未成年者(平成3年1月3日以降生まれ)の方

平成22年分の合計所得金額が別表以下の方

◆市民税・都民税の課税・非課税証明書の発行

平成23年度の証明書の発行は、6月3日(金)からです。

市民税・都民税の納付方法がすべて給与からの特別徴収(引き落とし)の方は、5月13日(金)から発行しています。

交付窓口 市民税課(田無庁舎4階) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階) ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所

証明書を発行できる方は、市民税・都民税申告書または確定申告書を提出された方 給与や公的

市民税・都民税非課税限度額

扶養人数	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万
1人	91万
2人	126万
3人	161万
4人	196万
5人以上	1人増すごとに35万加算

扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族を合計した人数です。

年金等の支払先から支払報告書等の提出があった方 上記とに該当する方の扶養親族として申告書等に氏名の記載のある市内在住の方です。

上記 ~ に該当しない方は、申告を受け付けてから、証明書の発行までに1か月ほどの期間がかかる場合がありますので、お早めに申告してください。市民税・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けております。(郵送も可)

◆コンビニエンスストアなどで納付できるようになりました

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書は、コンビニエンスストアなどでもご利用できます。詳しい納付場所やその他の支払方法については、納税通知書の6ページをご覧ください。

コンビニエンスストアで納付が可能な納付書は、納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものになります。

◆納税通知書の様式が変わりました

これまで納付書は納税通知書と一緒にとじ送付していましたが、コンビニエンスストアなどでの取り扱いを可能にするため、今回から1枚1枚に分かれた形で送付します。納税通知書とは分かれた状態で同封されますので、保管にはお気を付けてください。納付される際には期別をお間違えのないよう、納付書に記載してある納期限を確認して、納付してください。

平成23年度 市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)について

～年金受給者で、市民税・都民税が課税される方へ～

平成21年度より公的年金等受給者の納税の便宜を図る観点から、65歳以上(4月1日現在)の方を対象に、公的年金等から市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が開始されています。(以下「年金特徴」といいます。)平成23年度も引き続き市民税・都民税の年金特徴が行われます。

年金特徴の対象となる方には、6月10日(金)に発送する納税通知書でお知らせします。

年金特徴により納付していただく税額は、公的年金等に係る所得から算出される税額に限られます。公的年金等の所得以外の所得(給与、事業、不動産など)から算出される税額については、給与からの特別徴収または納税者本人に納付していただく普通徴収になります。

前年度から引き続き年金特徴となる方(図1参照)

前年度から引き続き年金特徴が継続されている方は、平成23年度は公的年金等に係る所得から算出される税額のみが年金の定期支給時に徴収されます。平成23年4月、6月、8月の各年金支給時には平成22年度12月および2月徴収額と同額が年金特徴されます(仮特別徴収)。そして、平成23年10月、12月、平成24年2月の各年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が年金特徴されます。

平成23年10月から年金特徴が開始される方(図2参照)

次の または に該当される方は、平成23年度について年金特徴となる場合、普通徴収で納付していただく分と、各年金定期支給時に年金特徴される分があります。

昭和20年4月3日～昭和21年4月2日生まれの方

昭和20年4月2日以前生まれで、平成22年度に年金特徴が中止になった方

公的年金等に係る所得から算出される年税額のうち、2分の1相当額を普通徴収(第1期、第2期の2回)で納付していただき、残りを平成23年10月、12月、平成24年2月に支給される公的年金等から特別徴収により納付していただきます。

65歳未満で給与と所得がある方は給与から引き落としに切替ができます

65歳未満の給与と特徴者の方で、公的年金等から算出される税額の納付方法が普通徴収になっている方は、勤務先から申請をいただければ給与と特徴に切り替えることができます。この場合、年税額のみが給与特徴になります。

図1 前年度から年金特徴が継続になる方

(例)収入が公的年金等のみで、前年年金特徴の対象で平成23年度市民税・都民税の年税額が22,000円の場合

◎平成22年度 例:年金から10月3,400円、12月3,300円、2月3,300円を引き落としの場合

徴収月	年金特徴		
	平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月
徴収額	3,400	3,300	3,300

◎平成23年度 年税額22,000円

(納税通知書3ページ)

◎合計年税額及び徴収方法 市民税・都民税 課税明細書(1) (単位:円)

変更前	合計年税額	徴収方法		
		給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
変更後	22,000		22,000	

◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期別	納期限	税額(A)	充当額(B)	納付済税額(C)	納めて頂く税額(A)-(B)-(C)
第1期	平成23年4月30日				
第2期	平成23年6月30日				
第3期	平成23年8月31日				
第4期	平成23年10月31日				
第5期	平成23年12月31日				
第6期	平成24年1月31日				

◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	平成23年4月	平成23年6月	平成23年8月	平成23年10月	平成23年12月	平成24年2月
変更前						
変更後(D)	3,300	3,300	3,300	4,100	4,000	4,000
徴収済税額(E)	3,300					
差引徴収税額(D)-(E)	0	3,300	3,300	4,100	4,000	4,000

◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成24年4月	平成24年6月	平成24年8月
徴収額	4,000	4,000	4,000

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

種類	老齢基礎年金	支払者の名称	厚生労働大臣

年税額から仮特別徴収分を引いた残りの額を年金から特別徴収

年税額から普通徴収分を引いた残りの額を年金から特別徴収

図2 平成23年10月から年金特徴が開始される方

(例)収入が公的年金等のみで、平成23年度市民税・都民税の年税額が22,000円の場合

◎平成23年度 年税額22,000円

(納税通知書3ページ)

◎合計年税額及び徴収方法 市民税・都民税 課税明細書(1) (単位:円)

変更前	合計年税額	徴収方法		
		給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
変更後	22,000		11,000	11,000

◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
第1期	平成23年6月30日	6,000	5,000		
第2期	平成23年8月31日				
第3期	平成23年10月31日				
第4期	平成23年12月31日				
第5期	平成24年1月31日				

◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	平成23年4月	平成23年6月	平成23年8月	平成23年10月	平成23年12月	平成24年2月
変更前						
変更後(D)				3,800	3,600	3,600
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)				3,800	3,600	3,600

◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成24年4月	平成24年6月	平成24年8月
徴収額	3,600	3,600	3,600

年税額の2分の1相当額を普通徴収第1期・第2期で個人納付

年税額から普通徴収分を引いた残りの額を年金から特別徴収